

税務講習会

通則法改正で 税務調査は 大きく変わる

～手続き瑕疵は調査結果にも影響・恣意的調査は大幅に制限～

●講師より一言

改正通則法が施行されて1年、調査件数は30%減少。当局の習熟度はばらつきがあるが調査は相当慎重になっています。納税者側も立法趣旨を理解し適正な対応をすれば、従来より相当有利に展開できます。講演では具体例を示しながら、今後の対応策を話します。

講師/
本川 國雄氏
(本川國雄税理士事務所所長・東京)



★講師のプロフィール(もとかわ くにお)
昭和40年に東京国税局に採用。以後、医療機関や士業・芸能関係者等の所得税の調査事務に従事。その間「医療機関の調査の手引き」の作成や、医療機関の調査技法の研修を担当。昭和61年に退官し、本川國雄税理士事務所を開設、現在は税理士法人本川綜合事務所の代表社員として20人のスタッフと共に活躍。現在、東京税財政研究センター副理事長、全国税制懇話会理事、その他社会福祉法人・公益法人・NPO法人等の役員兼務。
主な出版物…「課税手続と組織」・「質問検査権と課税手続」の出版物あり、東京国税局の「税務調査の法律的知識」の情報開示を実現させそれをもとに「税務調査の法律的知識」(税務職員への調査ノウハウ)等。
米国税務行政視察2回ほか10ヶ国以上の税政視察に参加。東京税理士会において「アメリカ合衆国における納税者擁護官制度について」の論文発表。

日時 **2014年 2月27日(木)** PM7:30～

会場 **アバンセ 4F 第3研修室** 佐賀市天神3丁目2-11
TEL.0952-26-0011

主催
佐賀県保険医協会
☎ (0952)29-1933
FAX (0952)23-5218
✉ hoken-i@star.saganet.ne.jp

参加費無料

*参加対象/ 会員、奥様、管理職の方、会員の顧問税理士

■ FAX参加申込書 医療機関名

FAX (0952) 23-5218

2014.2.27(木) 会員名

税務講習会

**通則法改正で
税務調査は大きく変わる**

～手続き瑕疵は調査結果にも影響・恣意的調査は大幅に制限～

参加人数

名

御住所

TEL() -